

行政組織の再編整備に伴う関係要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

(川西市環境対策会議設置運営要綱の一部改正)

第 1 条 川西市環境対策会議設置運営要綱（平成 1 0 年川西市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 委員は、川西市部長会議規程（平成 3 0 年川西市訓令第 2 5 号） <u>第 2 条第 3 号から第 1 9 号</u> までに掲げる者及び議長が指名する者をもって充てる。	3 委員は、川西市部長会議規程（平成 3 0 年川西市訓令第 2 5 号） <u>第 2 条第 3 号から第 2 0 号</u> までに掲げる者及び議長が指名する者をもって充てる。
4 (略)	4 (略)

(川西市人権施策推進委員会設置要綱の一部改正)

第 2 条 川西市人権施策推進委員会設置要綱（平成 1 4 年川西市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員は、川西市部長会議規程(平成30年川西市訓令第25号) <u>第2条第3号から第19号</u> までに掲げる者、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び市長が特に認める者をもって充てる。 4・5 (略)	(組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員は、川西市部長会議規程(平成30年川西市訓令第25号) <u>第2条第3号から第20号</u> までに掲げる者、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び市長が特に認める者をもって充てる。 4・5 (略)

(川西市職員人権研修担当員設置要綱の一部改正)

第3条 川西市職員人権研修担当員設置要綱(平成14年川西市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

組織区分	人数	組織区分	人数
(略)		(略)	
市民環境部	17人	市民環境部	4人
(略)		生涯学習部	13人
(略)		(略)	

(川西市男女共同参画推進本部設置要綱の一部改正)

第4条 川西市男女共同参画推進本部設置要綱（平成15年川西市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号） <u>第2条第3号</u> から <u>第19号</u> までに掲げる者、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び本部長が指名する者をもって充てる。	3 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号） <u>第2条第3号</u> から <u>第20号</u> までに掲げる者、市議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、会計管理者及び本部長が指名する者をもって充てる。
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）
市長公室	市長公室 秘書課

参画協働課  
広報広聴課  
企画財政部  
企画政策課  
財政課  
総務部  
総務課  
職員課  
市民環境部  
生活安全課  
産業振興課  
文化・観光・スポーツ課  
生涯学習課  
川西公民館  
福祉部  
地域福祉課  
障害福祉課  
生活支援課  
介護保険課  
こども未来部  
こども政策課  
こども支援課  
こども若者相談センター  
健康医療部  
保健・医療政策課

参画協働課  
企画財政部  
企画政策課  
財政課  
総務部  
総務課  
職員課  
危機管理課  
市民環境部  
生活安全課  
市民課  
産業振興課  
生涯学習部  
文化・スポーツ課  
川西公民館  
中央図書館  
美化衛生部  
美化推進課  
福祉部  
地域福祉課  
障害福祉課  
生活支援課  
介護保険課  
こども未来部  
こども政策課  
こども支援課  
こども若者相談センター  
健康医療部  
保健・医療政策課

<p>都市政策部</p> <p>都市政策課</p> <p>住宅政策課</p> <p>教育推進部</p> <p>教育政策課</p> <p>教育保育職員課</p> <p>教育保育課</p> <p>インクルーシブ推進課</p> <p>入園所相談課</p> <p>上下水道局</p> <p>経営企画課</p> <p>消防本部</p> <p>総務課</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>農業委員会事務局</p>	<p><u>保健センター・予防歯科センター</u></p> <p><u>医療助成・年金課</u></p> <p><u>国民健康保険課</u></p> <p>都市政策部</p> <p>都市政策課</p> <p>住宅政策課</p> <p><u>土木部</u></p> <p><u>交通政策課</u></p> <p><u>会計課</u></p> <p>教育推進部</p> <p>教育総務課</p> <p>教育保育職員課</p> <p>教育保育課</p> <p>インクルーシブ推進課</p> <p>入園所相談課</p> <p>上下水道局</p> <p>経営企画課</p> <p>消防本部</p> <p>総務課</p> <p>選挙管理委員会事務局</p> <p>監査委員事務局</p> <p>農業委員会事務局</p> <p><u>市議会事務局</u></p>
--	---

(川西市シナリオ型災害被害想定等検討チームの設置等に関する要綱の一部改正)

第5条 川西市シナリオ型災害被害想定等検討チームの設置等に関する要綱（平成19年川西市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
災害対策本部による各部	行政組織	災害対策本部による各部	行政組織
(略)		(略)	
市民環境部	市民環境部生活安全課	市民環境部	市民環境部生活安全課
		生涯学習部	生涯学習部生涯学習政策課
(略)		(略)	

(川西市行政経営推進本部設置要綱の一部改正)

第6条 川西市行政経営推進本部設置要綱（平成19年川西市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)

<p>2・3 (略)</p> <p>4 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）<u>第2条第3号</u>から第19号までに掲げる者及び市長が特に認める者をもって充てる。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）<u>第2条第3号</u>から第20号までに掲げる者及び市長が特に認める者をもって充てる。</p>
---	---

（川西市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱の一部改正）

第7条 川西市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱（平成21年川西市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後																						
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市長公室長</td></tr> <tr><td>企画財政部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>市民環境部長</td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td>美化衛生部長</td></tr> <tr><td>福祉部長</td></tr> <tr><td>こども未来部長</td></tr> <tr><td>健康医療部長</td></tr> <tr><td>都市政策部長</td></tr> <tr><td>土木部長</td></tr> </table>	市長公室長	企画財政部長	総務部長	市民環境部長		美化衛生部長	福祉部長	こども未来部長	健康医療部長	都市政策部長	土木部長	<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>市長公室長</td></tr> <tr><td>企画財政部長</td></tr> <tr><td>総務部長</td></tr> <tr><td>市民環境部長</td></tr> <tr><td><u>生涯学習部長</u></td></tr> <tr><td>美化衛生部長</td></tr> <tr><td>福祉部長</td></tr> <tr><td>こども未来部長</td></tr> <tr><td>健康医療部長</td></tr> <tr><td>都市政策部長</td></tr> <tr><td>土木部長</td></tr> </table>	市長公室長	企画財政部長	総務部長	市民環境部長	<u>生涯学習部長</u>	美化衛生部長	福祉部長	こども未来部長	健康医療部長	都市政策部長	土木部長
市長公室長																							
企画財政部長																							
総務部長																							
市民環境部長																							
美化衛生部長																							
福祉部長																							
こども未来部長																							
健康医療部長																							
都市政策部長																							
土木部長																							
市長公室長																							
企画財政部長																							
総務部長																							
市民環境部長																							
<u>生涯学習部長</u>																							
美化衛生部長																							
福祉部長																							
こども未来部長																							
健康医療部長																							
都市政策部長																							
土木部長																							

教育推進部長 上下水道局長 消防長	教育推進部長 上下水道局長 消防長
別表第 2 (第 5 条関係)	別表第 2 (第 5 条関係)
市長公室 企画財政部 総務部 市民環境部  美化衛生部 福祉部 こども未来部 健康医療部 都市政策部 土木部 教育推進部 上下水道局 消防本部	市長公室 企画財政部 総務部 市民環境部 <u>生涯学習部</u> 美化衛生部 福祉部 こども未来部 健康医療部 都市政策部 土木部 教育推進部 上下水道局 消防本部

(川西市協働推進本部会議設置要綱の一部改正)

第 8 条 川西市協働推進本部会議設置要綱（平成 2 5 年川西市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 本部会議は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）<u>第2条第1号から第19号</u>までに掲げる者及び市長が特に認める者をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 本部会議は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）<u>第2条第1号から第20号</u>までに掲げる者及び市長が特に認める者をもって充てる。</p>

(川西市こども・若者未来計画策定及び推進に関する連絡調整会議設置要綱の一部改正)

第9条 川西市こども・若者未来計画策定及び推進に関する連絡調整会議設置要綱（平成26年川西市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後																	
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>企画財政部副部長</td></tr> <tr><td>市民環境部副部長</td></tr> <tr><td>福祉部副部長</td></tr> <tr><td>こども未来部副部長</td></tr> <tr><td>健康医療部副部長</td></tr> <tr><td>都市政策部副部長</td></tr> <tr><td>土木部副部長</td></tr> <tr><td>教育推進部副部長</td></tr> </table>	企画財政部副部長	市民環境部副部長	福祉部副部長	こども未来部副部長	健康医療部副部長	都市政策部副部長	土木部副部長	教育推進部副部長	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>企画財政部副部長</td></tr> <tr><td>市民環境部副部長</td></tr> <tr><td><u>生涯学習部副部長</u></td></tr> <tr><td>福祉部副部長</td></tr> <tr><td>こども未来部副部長</td></tr> <tr><td>健康医療部副部長</td></tr> <tr><td>都市政策部副部長</td></tr> <tr><td>土木部副部長</td></tr> <tr><td>教育推進部副部長</td></tr> </table>	企画財政部副部長	市民環境部副部長	<u>生涯学習部副部長</u>	福祉部副部長	こども未来部副部長	健康医療部副部長	都市政策部副部長	土木部副部長	教育推進部副部長
企画財政部副部長																		
市民環境部副部長																		
福祉部副部長																		
こども未来部副部長																		
健康医療部副部長																		
都市政策部副部長																		
土木部副部長																		
教育推進部副部長																		
企画財政部副部長																		
市民環境部副部長																		
<u>生涯学習部副部長</u>																		
福祉部副部長																		
こども未来部副部長																		
健康医療部副部長																		
都市政策部副部長																		
土木部副部長																		
教育推進部副部長																		

(川西市開発行為等調整委員会設置要綱の一部改正)

第10条 川西市開発行為等調整委員会設置要綱（平成30年川西市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             市長公室長              企画財政部長              総務部長              市民環境部長                美化衛生部長              福祉部長              こども未来部長              健康医療部長              土木部長              教育推進部長              上下水道局長              消防長           </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             市長公室長              企画財政部長              総務部長              市民環境部長  <u>生涯学習部長</u>              美化衛生部長              福祉部長              こども未来部長              健康医療部長              土木部長              教育推進部長              上下水道局長              消防長           </div>

（川西市内部統制推進本部及び川西市内部統制推進会議の設置に関する要綱の一部改正）

第11条 川西市内部統制推進本部及び川西市内部統制推進会議の設置に関する要綱（令和元年川西市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 委員は、川西市部長会議規程第2条第5号から第19号まで及び第30号に掲げる者並びに市議会事務局長並びに選挙管理委員会事務局長をもって充てる。	6 委員は、川西市部長会議規程第2条第5号から第20号まで及び第32号に掲げる者並びに市議会事務局長並びに選挙管理委員会事務局長をもって充てる。

(川西市総合計画推進本部設置要綱の一部改正)

第12条 川西市総合計画推進本部設置要綱（令和3年川西市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第3条 (略)	第3条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）第2条第	4 本部員は、川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）第2条第

号から第19号までに掲げる者をもって 充てる。	3号から第20号までに掲げる者をもつ て充てる。
----------------------------	-----------------------------

(川西市熱中症対策推進会議設置要綱の一部改正)

第13条 川西市熱中症対策推進会議設置要綱（令和6年川西市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             市長公室              総務部              市民環境部                福祉部              こども未来部              健康医療部              教育推進部              消防本部           </div>	別表（第3条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             市長公室              総務部              市民環境部  <u>生涯学習部</u>              福祉部              こども未来部              健康医療部              教育推進部              消防本部           </div>

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。